平成２８年（フ）第６４５８号
東京都清瀬市野塩３丁目４―202
債務者　池上　祐子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　　穣
4　破産債権の届出期間　平成28年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４７３号
東京都品川区小山４丁目６―13
債務者　滋賀　正人
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　隆幸
4　破産債権の届出期間　平成28年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４８０号
東京都八王子市長沼町1305―16―401
債務者　嶋崎　邦雄
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　公悟
4　破産債権の届出期間　平成28年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４５７号
東京都足立区青井３丁目24―３―202
債務者　蒲地　純子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲江　武史
4　破産債権の届出期間　平成28年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５７号
千葉県木更津市畑沢南６丁目８番11号　ハイツ山田Ａ棟203号
破産者　大久保龍昌
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第４３６号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根20番地
破産者　有限会社武蔵屋旅館
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４４９号
神奈川県中郡大磯町大磯1231番地11号　小島ビル２Ｆ
破産者　有限会社アトリエ・セン
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２３１号
神奈川県厚木市上依知2714―１
破産者　横浜ピアノ配送株式会社
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３３号
鹿児島県南九州市知覧町瀬世206番地17
破産者　千代田製茶有限会社
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第５０７号
さいたま市浦和区高砂２丁目４番６号
破産者　株式会社市民文化センター
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０８号
さいたま市浦和区高砂２丁目４番６号
破産者　株式会社ビル経営研究所
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
千葉県富津市富津1055番地
破産者　多田　　孝
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第７７号
千葉県木更津市潮浜２丁目１番地９
破産者　新港海運株式会社
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９６１号
札幌市中央区北１条西２丁目11番地１　23山京ビル801号室
破産者　有限会社アクトフォー
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６２号
札幌市中央区北１条西２丁目11番地１　23山京ビル801号室
破産者　株式会社アクト
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０４号
仙台市青葉区国分町３丁目６番11号
破産者　株式会社ｂｅ　ｆｉｎｅ　ｐｒｏｄｕｃｅ
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２５０号
東京都中央区新川１丁目20番４―802号
破産者　日本総合ビジネス保証株式会社（旧商号湯快生活株式会社）
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６８４号
東京都目黒区大橋２丁目３番５号
破産者　株式会社ユニバンクス
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８０号
東京都小平市小川東町５丁目18番21―201号
破産者　菅原　　健
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２９号
東京都調布市八雲台２丁目８番地８マンション橋本105
破産者　平山　　豊
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部